

○道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式(交通切符)の実施について
(昭和43年 6 月21日 例規第16号)

[沿革] 昭和44年12月 例規第43号、45年10月 第37号、47年 1 月 第 2 号、 8 月 第31号、12月 第40号、
48年 3 月 第11号、 4 月 第18号、 6 月 第30号、 9 月 第36号、10月 第47号、49年 2 月 第 6 号、
50年 7 月 第25号、10月 第33号、58年12月 第37号、60年 3 月 第 4 号、62年 3 月 第13号、10月
第36号、12月 第47号、平成 2 年 2 月 第 8 号、 3 年 1 月 第 5 号、 2 月 第 9 号、 7 月 第30号、
9 月 第35号、11月 第52号、12月 第61号、 5 年 9 月 第42号、 7 年 5 月 第37号、 8 月 第58号、
8 年12月 第52号、 9 年 2 月 第 2 号、 2 月 第 6 号、 8 月 第32号、10年 4 月 第24号、12月 第46
号、11年11月 第44号、13年 7 月 第32号、14年 3 月 第 9 号、 5 月 第31号、 7 月 第42号、10月
第53号、15年 4 月 第21号、17年 7 月 第16号、19年 7 月 第29号、10月 第42号、20年 3 月 第25
号、 6 月 第31号、23年 3 月 第19号、24年 3 月 第19号、25年 1 月 第 2 号、11月 第31号、30年
3 月 第 8 号、令和 3 年 3 月 第16号、 4 年10月 第31号、 5 年 3 月 第12号、 9 月 第26号、 6 年
3 月 第 6 号改正

道路交通法違反事件の迅速処理については、昭和39年10月 奈本例規第23号「道路交通
法違反事件迅速処理のための共用書式の実施について」および昭和40年 4 月 奈本例規第
167号、昭和42年10月 奈本例規第18号、「道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式
(交通切符)の一部改正」の各通達により実施してきたところであるが、道路交通法の
一部改正する法律(昭和42年法律第126号)第 2 条の規定(反則行為に関する処理手続の
特例)が、昭和43年 7 月 1 日から施行されるにともない警察庁において最高裁判所事務
総局および法務省と協議し、道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式(以下「交
通切符」という。)の様式等が制定されたので、本県においても奈良地方検察庁と協議
のうえ、次のとおり交通切符の様式等を制定したから、部下職員に対する教養の徹底を
図り、適切に運用されたい。

記

第 1 交通切符の様式等

1 様式

交通切符の様式は、別添第 1 「道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式」
及び別添第 1 の 2 「自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件迅速処理のた
めの共用書式」のとおりとし、別添第 1 の様式は、交通切符による手続(以下「交
通切符制度」という。)が適用される道路交通法違反事件の処理に使用し、別添第
1 の 2 の様式は、交通切符制度が適用される自動車の保管場所の確保等に関する法
律(以下「保管場所法」という。)違反事件の処理に使用するものとする。

交通切符の大きさは、縦25センチメートル横12センチメートルとする。

なお、1枚目から3枚目までは、交通関係事件の捜査書類の特例書式として奈良地方検察庁検事正から指示されたものである。

2 構成

(1) 番号等

交通切符の構成は5枚1組とし、1組の各枚の最上欄の番号及び2枚目の「捜査報告書」欄の番号は、告知票・免許証保管証の番号と同一とし、組ごとに通し番号を印刷するものとする。

番号の使用区分は、100,001番から399,999番までの範囲の一連番号を使用することとし、保管場所法違反事件迅速処理のための共用書式についても同様とする。

また、交通切符各枚の複写を要する部分はノーカーボン式複写とし、交通切符一つづりの組数は10組とする。

(2) 「(5)違反事項・罰条」欄

ア 別添第1の「(5)違反事項・罰条」欄の()内に印刷する適用罰条の略語は、64・Ⅰ、117の2の2・Ⅰ(1)は道路交通法第64条第1項、第117条の2の2第1項第1号、令44の3は道路交通法施行令第44条の3、規9の2の2は道路交通法施行規則第9条の2の2、車44(6)は道路運送車両法第44条第6号、保62は道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第62条、保細告171は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第171条、保整告27は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成15年国土交通省告示第1318号)第27条、公規15・Ⅰ(2)は奈良県道路交通法施行細則(昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号)第15条第1項第2号の例による。

イ 別添第1の2の「(5)違反事項・罰条」欄の()内に印刷する適用罰条の略語は、17・Ⅱ(2)は保管場所法第17条第2項第2号、附則Ⅲは保管場所法附則第3項、令附則Ⅲは自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令附則第3項の例による。

(3) 各枚の名称及び色

1枚目(薄桃色)―告知票・免許証保管証

交通切符作成警察官が違反者に交付するもの

2枚目(薄黄色)―交通事件原票

事件記録に相当する(最終的には違反者の本籍地の検察庁において保管する)もの

3 枚目(白色)―取締り原票

行政処分、統計資料その他取締り上の参考資料として活用保管するもの

4 枚目(白色)―交通切符事件引継書

交通切符の引継書として活用するもの

5 枚目(白色)―交通法令違反事件簿

生活安全部地域課(以下「地域課」という。)、交通部交通機動隊(以下「交通機動隊」という。)、交通部高速道路交通警察隊(以下「高速道路交通警察隊」という。))及び警察署において、所属の検挙警察官及び派遣警察官(第5の規定により奈良簡易裁判所に派遣される警察官をいう。以下同じ。)からそれぞれ事件の報告を受けたときにその処理状況を明確にしておくため必要事項を記録して備え付けておくもの

なお、本様式の記載は、奈良県警察捜査指揮規程(昭和33年12月奈良県警察本部訓令第10号)第7条に規定する警察署長事件指揮簿の記載に代えるものとする。

(4) 様式の一部変更

交通切符の様式は、全国における取扱いの統一を図るため変更を加えないことを原則としているが、本県では、別添第1について次のとおり一部変更している。

ア 「(5)違反事項・罰条」欄

「(5)違反事項・罰条」欄中6)から8)までの項については、事故の主原因となる違反で、かつ、継続して取締りを行う必要が認められるものについて検察庁及び裁判所と協議の上、違反事項及び罰条を不動文字として加えた。

なお、9)その他の項に記入することとなる違反行為は、別添第2及び交通反則通告制度の実施について(昭和43年6月例規第17号。以下「交通反則通告制度例規」という。))別添第2のとおりである。

イ 各枚の表の「交付者の所属、階級及び氏名」欄及び「(4)違反場所」欄並びに2枚目表の捜査報告書の欄(所属長及び作成者の部分に限る。)に、それぞれ必要な不動文字を加え、又は文字を改めることとした。

ウ 各枚の表左欄外に免許証住所及び右欄外に免許証有効期限を設けることとした。

エ 2枚目の交通事件原票右上部欄外に

発生地府県	送致警察署等
⋮	⋮ ⋮ ⋮

の

欄を設けることとした。

第2 交通切符制度の適用範囲

1 交通切符制度は、道路交通法違反事件(人身事故を伴うものを除く。)及び保管場

所法違反事件のうち、別表に掲げる違反に係るものであって、道路交通法第9章に規定する反則行為に関する処理手続の特例を受けないものに適用する。ただし、身柄を拘束した事案等で、この制度によって処理することが適当でない違反事件については適用しない。

- 2 交通切符制度の適用地域は、奈良県下一円(警察法(昭和29年法律第162号)第60条の2及び第66条第2項の規定により職権を行うことができる区域を含む。)とする。

なお、即日処理方式による略式手続は、奈良簡易裁判所において、検察庁及び裁判所と協議の上、定められた日に行うものとする。

第3 交通切符制度の運用及び切符の作成要領

交通切符制度の運用要領は別添第3のとおりとし、交通切符の作成要領は別添第5及び別添第6のとおりとする。

第4 交通切符適用事件の送致

- 1 即日処理事件の送致

所属長は、検挙した事件のうち即日処理方式に付すべき事件について、別添第3に基づき、それぞれ所要の処理手続を行った後、交通部交通指導課(以下「交通指導課」という。)を経由して、所定の日時までに事件を検察庁に送致する。

- 2 非即日処理事件の送致

少年事件及び遠隔地等の理由により、即日処理方式に付すべきでない事件は、それぞれ所要の処理手続を行った後、通常の手続により事件を奈良区検察庁に、少年事件で家庭裁判所に送致する事件は奈良家庭裁判所に送致すること。

第5 派遣警察官の制度

交通切符制度により事件の即日処理を行うため、奈良簡易裁判所に交通部から必要な警察官を派遣する。

第6 交通切符関係の補助用紙

交通切符の処理に伴い証拠保全その他の理由により作成する補助用紙の様式は、別添第7のとおりとする

第7 交通切符適用外の事件処理等

- 1 交通切符適用外(反則制度適用事件を除く。)の事件を検挙したときは、交通法令(切符適用外)等違反処理経過表(別添第7様式第26号の2)に検挙状況、事件送致先及び違反登録票送付状況を記録して処理経過を明らかにすること。
- 2 交通切符適用外(反則制度適用事件を除く。)の各事件については、司法警察職員捜査書類基本書式例(平成12年3月30日付け最高検企第54号検事総長指示)及び交通事故事件及び交通法令違反事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例書式

等の制定とその運用について(平成12年11月例規第54号)により処理するものとする。

第8 交通切符の受払い、保管等

交通切符の受払い、保管等については次によって行い、その受払い及び管理については、特に慎重を期し、紛失、破損、汚損等のないように注意すること。

1 交通切符の取扱責任者の指名

- (1) 所属長は、警察署指導取締係(地域課にあつては自動車警ら隊装備係、交通機動隊及び高速道路交通警察隊にあつては指導係、指導取締係のない警察署にあつては指導・捜査係をいう。以下同じ。)の係長(入校等により長期不在となる場合は当該係の主任その他の者)を交通切符の取扱責任者(以下「切符取扱責任者」という。)に指名し、交通切符の取扱いについての責任を明確にしておくこと。
- (2) 切符取扱責任者は、常に切符の紛失防止、適正な保管、点検に努めるとともに、交付後6か月を経過した未使用切符については、全て回収した後、切符取扱責任者の管理により一斉取締り等で使用するものとする。
- (3) (2)の未使用切符については、枚数等を確実に点検し、その経過を明らかにしておくこと。

2 交通切符の請求

交通切符の請求は、切符取扱責任者が交通(反則)切符等請求書(別添第7様式第27号)により、交通指導課長に対して行うこと。

3 交通指導課における受払い

交通指導課は、交通(反則)切符等交付簿(別添第7様式第28号)により、警察署指導取締係に対する交通切符の交付状況を明確にしておくこと。

4 警察署指導取締係における受払い

- (1) 警察署指導取締係は、交通指導課から交通切符の交付を受けたときは、一冊ごとに交通(反則)切符等受払簿(別添第7様式第29号)に所定事項を記録し取締り警察官への受払い状況を明確にしておくこと。
- (2) 警察署指導取締係は、別に交通(反則)切符等処理経過表(別添第7様式第29号の2)により、取締り警察官個人ごとの1件ずつの切符の使用状況を明確にしておくこと。

5 取締り警察官の交通切符の取扱い

取締り警察官は、交通切符を受領したときは、交通(反則)切符等個人用受払簿(別添第7様式第30号)に、あらかじめ1件ずつの切符番号を記入しておき、検挙、誤記、返納等の取扱い状況を明確にしておくとともに、適正な保管及び管理に努め、紛失及び盗難の防止に万全を期すこと。

6 他人の交通切符の使用禁止

取締り警察官は、やむを得ない場合を除き、自己に交付された交通切符を使用し、みだりに他人の交通切符を使用しないこと。

7 報告

警察署指導取締係は、交通切符の月間使用状況を明らかにするため、交通(反則)切符等受払・使用状況月報(別添第7様式第31号)により、翌月5日までに交通指導課に報告すること。

8 交通切符の返納

取締り警察官は、交通切符を誤記、汚損等の理由により返納する場合は、1件ごとに交通(反則)切符等返納票(別添第7様式第32号)により切符取扱責任者に提出し、切符取扱責任者はそれを取りまとめた上、交通(反則)切符等返納書(別添第7様式第33号)により翌月5日までに、交通(反則)切符等受払・使用状況月報とともに交通指導課に返納すること。

第9 行政処分関係

行政処分を行うため取締り原票は、運転免許の行政処分事務取扱規程の全部改正について(昭和47年8月例規第34号。以下「行政処分例規」という。)に基づき、全て交通部運転免許課(以下「運転免許課」という。)へ取締り原票送付書(行政処分例規別記様式第2号)により送付すること。

第10 交通切符制度運用上留意すべき事項

- 1 違反事実の認定は、公訴提起の必須条件であるのみならず、この制度の成否を決定する最も主要な事項であるので「違反事項・罰条」の欄の記載については、特に正確に期し、その他の記載欄についても誤字、脱字等がないよう正確を期すること。
- 2 交通切符制度の適正な運用を図るため交通専務員はもちろんのこと、特に地域警察官に対し法令の研さんと交通切符制度の運用及び交通切符の作成要領について十分教養を徹底すること。
- 3 交通切符は、送致を相当と認める違反事件について作成すること。
- 4 免許証を保管する場合における出頭日時の指定は、免許証の有効期限内とし、その有効期限が40日に満たないものである場合は保管しないよう注意すること。
- 5 交通切符2枚目表の捜査報告書中の供述書は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第322条に規定する供述書であり、違反者自身によって任意に作成されるものでなければならないので、作成を強要したと誤解されることのないよう十分配慮すること。
- 6 交通切符の受払いについては、定められた様式による書面を確実に作成し、その

事務の正確を期するとともに、使用状況を明らかにし、誤記、汚損、破損等により使用不能となった場合には、当該交通切符を添付して報告を求めるなど、不正使用等の防止に努めること。

- 7 交通切符に所要事項を記入するに当たっては、青又は黒系統のインキの万年筆又はボールペンを使用し、複写部分の記入事項が、他の組の複写部分に写ることのないよう注意すること。

別表

交通切符制度の対象となる違反

- 1 警察官のする現場指示違反(4・I、119・I(1)、121・I(1))
- 2 警察官のする混雑緩和の措置命令違反(6・II、120・I(1))
- 3 警察官のする通行禁止制限違反(6・IV、119・I(1)、121・I(1))
- 4 歩行者の信号無視(7、121・I(1))
- 5 歩行者の通行禁止違反(8・I、121・I(1))
- 6 移動用小型車の標識表示義務違反(14の4、121・I(6))
- 7 警察官等のする歩行者の通行方法指示違反(15、121・I(7))
- 8 最高速度超過(30km/h(高速40km/h)以上)(22、118・I(1))
- 9 放置車両確認標章破損・汚損・取り除き(51の4・I・II、75の8・III、121・I(10))
- 10 積載物重量制限超過(大型等10割以上)(57・I、118・II(1))
- 11 警察官等のする自転車の通行方法指示違反(63の8、121・I(7))
- 12 制動装置不良自転車運転(63の9・I、120・I(7))
- 13 無免許運転(64・I、117の2の2・I(1))
- 14 特定小型原動機付自転車の無資格運転(64の2・I、118・I(2))
- 15 酒気帯び運転(65・I、117の2・I(1)、117の2の2・I(3))
- 16 携帯電話使用等(交通の危険)(71(5の5)、117の4・I(2))
- 17 警察官のする高速道路等における危険防止等の措置命令違反(75の3、119・I(18))
- 18 道路における禁止行為の違反(76・IV(3)(6)、120・I(10))
- 19 無許可道路使用(77・I(1)(2)(3)、119・II(7))
- 20 無資格運転(85・V・VI・VII・VIII・IX・X、118・I(5))
- 21 道路交通法別表第二の上欄に掲げる違反行為(第62条又は第63条の2第1項に係る部分のうち、運転させた行為及び第63条の2第2項又は第74条の3第5項に係る

部分を除く。)

22 自動車の保管場所の確保等に関する法律違反（同法第11条第2項及び第17条第2項第2号に係る部分に限る。）

(別添、様式省略)